

令和3年度第1回生駒市介護保険運営協議会 会議録

- 1 日 時：令和3年6月9日（水）14：00～16：00
- 2 場 所：生駒市セイセイビル4階402・403会議室
- 3 出席者
- 委員：澤井 勝 萩原 洋司 林 昌弘 辻村 泰範 井上 太  
中尾 初美 藤田 照子 日野 紀代子 藤尾 庸子  
平尾 嘉宏 竹田 幸代 稲葉 健三 和田 ちあき
- 事務局：近藤福祉健康部長 石田福祉健康部次長  
地域包括ケア推進課：後藤 治彦 辻本 淑子 大西 海路  
介護保険課：吉村 智恵 吉本 直樹 殿水 成樹 門脇 佳子  
城野 実優

4 傍聴者：1名

- 1 開会  
会議成立の報告（委員14名中13名出席）
- 2 案件（1）～（6）

案件（1） 会議の公開・非公開について  
異議なしで公開することに決定。（一部非公開）

事務局職員紹介

案件（2） 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について  
事務局：高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について説明。

案件（3） 令和2年度給付実績の報告について  
事務局：資料1を説明

案件（4） 地域密着型サービス事業所について  
①介護保険運営協議会への諮問  
事務局：資料2を説明

②新規指定の審議  
事務局：資料3を説明

委員：完成を期待して行ったが、内装ができておらず両事業所とも完成はしていなかった。7月1日に間に合うかが心配。今後は現地確認の際チェックリストなど事前に配布していただきたい。

委員：今回は感染対策のため人数を絞っていたので2名で参加したが、コロナ終息後はぜひ他の委員も参加してほしい。定期巡回について、名前について他の事業所とかぶっていることを指摘したが、変えられないとの回答だった。24時間随時対応にもかかわらず、職員が全員兼務であることが気になる。小規模多機能では地域交流スペースをどんどん活用してほしい。施設から墓場が見えるので事業者には伝えると目隠しをしてくださるとの事だった。

会長：介護保険課として、指定してもいいと考えているか？

事務局：既に申請書類も提出され、人員基準も指定基準も満たしており、事業者とも7月1日開設で話を進めているので指定したいと考える。

委員：多様なニーズに対して対応する施設を作ることは歓迎する。名称については同法人の小規模多機能の事業所立ち上げ際にいこいの家と名づけることは混乱を招くと伝えた。他の事業所についても同様、似たような名称は混乱を招く。事業所名を商標登録する事は不可能だが、事業所のエチケット、マナー、コンプライアンスが表れる部分である。指定の承認はするが、協議会において名前についてこのような意見が出たことを残してほしい。

事務局：前回このようなご意見が出た後、名前については変更できないかと事業者には伝えたが、すでに訪問看護や居宅介護支援の事業所でこのいこいの家という名前がついているので、今回だけ変えることはできないとの事だった。今後は相談があった段階で同じような名称である場合は事前に声かけをしていく。

会長：定期巡回のニーズはどの程度把握しているのか？

事務局：事業所のほうから受けている報告では、同敷地内の小規模多機能事業所の利用者の中に、定期巡回で対応したほうが良いという利用者が数名いるとのこと。まずはその人たちから適切な支援をしていきたいとのことだった。

会長：それであるならば意味があると思う。本当に随時対応できるのか。

事務局：このサービスは、必ず訪問しないといけないわけではなく、まずはオペレーターが電話を受け、今すぐ訪問する必要があるのか判断した上で対応する。24時間対応ができるという意味合いである。

委員：指定通知の交付日と指定日の整合性はとるのか？検査済み証は指定に必要か？

事務局：指定日は7月1日で、交付は事前。交付の事前に介護保険課と営繕課の職員で現地に最終確認に行った際に判断する。検査が済んでいることを確認した上で指定通知の交付をする。

会長：承認するという事によろしいか。

事務局：承認。

### ③指定更新の今後の取り扱いについて

事務局：資料4を説明

委員：委員を長年やっていて気づくことがある。今後委員のメンバーが代わっていくことも踏まえ、現地確認は引き続きやっていきたい。現地確認の際は見るべきポイントを教えてほしい。

委員：地域密着が増えて、更新ごとに現地確認に行くことは大変だと思うが、書類での確認だけでは分からないことがたくさんあるため、市民目線を入れてほしい。今回新規指定で半年遅れる事業所についても、待っている市民がいるわけなので厳しい指導をお願いしたい。

事務局：さきほどご意見にあったチェックシートについて、過去配布していた記憶もある。内容精査し、ご協力いただけるよう対応していく。

委員：事後承認について、指定更新は諮問項目なのか。

事務局：これまでは諮問事項としていた。今後他市と同様に事後報告という形をとりたい。介護保険法では意見を聴取するよう努めることとされている。新規は引き続き諮問し、更新については諮問項目からはずしたい。

委員：条例に基づき諮問しているなら、事務手続きだけきちんとしていたらよいのでは

ないか。

事務局：もう一度事前の諮問が必須であるか整理させていただく。市の条例では、市長からの諮問に応じ調査・審議をすることになっているため、条例改正のほうから見直しをさせていただく。条例改正の場合一番早くて9月になる。それまでに更新が間に合わない事業所に関しては書類で意見を求める形で手続きを取る。

会 長：事後報告の形への変更はよいと思うので、事務手続きのところだけお願いします。

案件（５）地域包括支援センター関係について

①介護保険運営協議会への諮問

事務局：資料５を説明

②介護予防支援及び第１号介護予防支援事業の再委託事業所について

事務局：資料６を説明

③地域包括支援センターの令和２年度実績報告及び令和３年度事業計画について【一部非公開】

事務局：資料７、８を説明

委 員：フォレスト包括は、高齢者の人口がかなり多い地域だが、職員が３名しかいない。地域もかなり広い。この人数でやっていけるのか。

事務局：現在職員の人事異動等で調整中と伺っている。

委 員：配置のほうはほぼ段取りがついた。

事務局：もう配置の準備が整っているとの事で、早々にこの状態は解消されることと思う。

委 員：包括のお仕事は大変だと思うので、できるだけ早く今いる方の負担を解消してほしい。

④地域包括支援センターの令和２年度事業評価について

事務局：資料９を説明

⑤地域包括支援センターの分割について

事務局：当日配布資料を説明

委員：分割自体の意味や、北や南といわれても市民は理解しにくい。

事務局：現在は一つの包括であるが、正式に別々に分けたいということ。法人は同じです。

委員：市民からしたら人員配置が換わるだけ。これまで職員が行ったりきたりしていたのが、それぞれで固定になる。

委員：メディカルの法人はどこですか。

事務局：法人もメディカルという母体です。

委員：この件については人員配置と補助金の話ではないかと理解している。しっかりした母体に包括をやってほしいという背景もあり、こういう話が出ているのではないかと。メディカル自体がどう事業を続けていくのか、事業を手放すのか、厳しい事業にはなるので、分割することで行政の手助けを受けやすくなるのかなど。

事務局：人口が増えてきて対応しきれなくなっている状況。限られた人数で南も北も見るという効率が悪い状況。一つの事業所にするなどでそれぞれきっちりした人員を配置できるなど、人口に見合った単位出で包括をつくっていくという話である。経済的な支援をするわけではないことをご理解いただきたい。

#### 案件（6）その他

委員：再委託の基準についてのところで、2年以上の活動実績という条件があるが、できた当時は居宅ができたばかりで不安要素があったが今はどこの居宅もしっかりしている。再委託は要介護1～2と支援を行き来する人たちのためのもの。再委託ができないと包括の業務負担が増えるため、2年以上の活動実績という項目の見直しをしてほしい

事務局：明日センターの管理者が集まりどういうケースで再委託を出しているか色々議論した上で決めていく。またその結果を踏まえて次の会議で案件とさせていただく。

事務局：給付金について

介護者が不在になった場合の要介護者の受け入れ体制について

感染症等移送支援事業について

委員：前回の会議でもお話したがヤングケアラーについて、神戸市が相談窓口を設置した。生駒市としてもまた取り組みをお願いしたい

事務局：市の行政の担当課を設置し、市民の方にヤングケアラーを知ってもらう啓発をしていっている。チラシができたならまた地域の方に周知できればと考えている。

事務局：こどもサポートセンターゆうや教育委員会が中心となっていく動きです。

閉会

以上